

## 要望書

### 有機農業の原則を踏まえ、「有機 JAS」において「ゲノム編集」などの 遺伝子操作技術・生物を認めないことの堅持に関する申し入れ

現在、遺伝子操作技術の内の一つ「ゲノム編集」技術を応用した食品が出てきたことから、「ゲノム編集」を有機生産等の規格基準となる「有機 JAS」（日本農林規格）で、どう扱うかが農林水産省及び「農林水産消費技術安全センター」（FAMIC）で検討されています。

去る 9 月 30 日には、有機農業関係者を含む「検討会」が FAMIC で開かれてこの問題の検討が始まり、12 月 5 日 2 回目の検討会、12 月 10 日には農林水産省「日本農林規格調査会」での第 1 回目の審議が行われました。そこで、私たち有機農業関係者（有機 JAS 登録認証機関含む）、及び市民消費者、農業生産者、生協、消費者団体、農業団体等は、有機農業の原則を踏まえ、「有機 JAS」において、「ゲノム編集」などを含むすべての遺伝子操作技術を禁止技術とし、これまでの「組換え DNA 技術」の禁止と同等の取扱いを堅持することを要望として申し入れます。

#### 1. すべての「遺伝子操作／遺伝子組換え」技術を対象とした制限（禁止）であること。

有機 JAS には、有機農業の理念・原則が貫徹されるべきである。しかも日本には、有機農業推進法があり、そこで理念・原則が簡潔に述べられており、有機農業では化学合成肥料・農薬及び遺伝子組換えは使用しない。このことは、コーデックスにおいては「遺伝子操作／遺伝子組換え」Genetically engineered/modified organisms (GE/GMO) は使用しないとされている。

この真意は、1970 年代以降に生物の「核」の内部がわかるようになって生まれた遺伝子工学・新バイオテクノロジーにより、それまで自然界に存在しなかった生物（動植物、微生物）が出現したことを踏まえたもので、コーデックス有機等ガイドラインに記載されているように、「交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法で遺伝物質を変化させる技術」をいう。

なお、これには、例示されている技術に、たとえば、「新ハイブリッド育種テクノロジー」（Seed Production Technology）などを含む「新育種テクノロジー」（New Plant Breeding Technology）なども含み、現在及び近未来に想定されるすべての遺伝子操作技術を含むものとし、そのことを明記すべきである。

コーデックスの有機生産等ガイドラインが策定されたのは 1999 年時点であり、定義で除外技術とされている「接合、形質導入及び交雑等の技術に由来する生物」は、遺伝子操作技術が開発される前からのものであり、核内部の遺伝子・ゲノム等を人為的に操作するものではないことも併せて明瞭にするべきである。

#### 2 作出・生産工程で一度でも「遺伝子操作／遺伝子組換え」技術を使用したものはすべて、及びその後代交配種等もすべて禁止すべきである。

ゲノム編集技術やその他の遺伝子操作の新育種技術においては、最終製品に外来遺伝子が残らないとか、一度は当該技術を使うがその後は“自然な変異”などと、最終製品をみて、それを遺伝子操作・遺伝子組換え生物とみなさないかのような言動がみられるが、これは木の葉だけをみて幹を見ないに等しい。有機 JAS においては、結果だけの「プロダクト（製品）ベース」で考えるのではなく、作出・生産工程で一度でも遺伝子操作技術を使ったものは禁止するという「プロセスベース」で捉えて、後代交配種等も含めて、すべて禁止技術とすべきである。そして、それによる生物の使用も規制すべきである。

3 1、2について、一般の人にもいつでもよくわかるように、例えば「有機農産物 JAS 規格及び有機農産物加工食品 JAS 規格 Q&A」のような運用に当たっての詳細な指針において、明文化すること。

私たちは、10月1日から日本政府が施行した「ゲノム編集」技術応用食品の過半に、「表示」「安全性審査」の義務付けもなく、届け出も任意とする食品衛生上の取扱い、及び食品表示上の取扱いに抗議し、一般食品においても、すべての遺伝子操作技術応用食品への表示の義務づけと「予防原則」の視点に立った審査を求めています。そうした中で、次の文言に賛同者を募る「緊急署名」を10月10日から行いました。ひじょうに強い関心を引き、多くの賛同が寄せられました。

＝緊急賛同署名の文面＝

生命・生活を育む基本となる「食べもの」と「農業」の世界に、遺伝子操作技術はいりません。ましてや、「有機 JAS」に「ゲノム編集」技術など遺伝子操作／遺伝子組換え技術を容認することは、とんでもないことで、けっして認められません。

12月5日に開催された「有機 JAS」とゲノム編集等の取扱いについての「検討会」では、コーデックスの有機等ガイドラインの用語・定義等への準拠、実質「プロセスベース」での技術禁止が確認されました。次いで12月10日に開催された日本農林規格調査会の第1回目の「有機 JAS」とゲノム編集等についての議案では、同様に、コーデックス準拠と欧米等との同等性保持が打ち出され、加えて、作出時の使用が不明な種子等の使用については、有機においては「不明なものは使わない」ことも話されました。

今後の「有機 JAS」と「ゲノム編集」等の検討・審議におきましても、有機農業の原則を踏まえ、「有機 JAS」において「ゲノム編集」などの技術・生物体を、栽培、生産又は加工のいずれについても使用を認めないことを堅持し、よりいっそう信頼される有機農業の推進を図るものとしていきますよう申し入れます。

2019年12月20日

#### 賛同団体 (順不同)

NPO 日本有機農業研究会、NPO 有機農業推進協会、遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン、食政策センター・ビジョン 21、特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会、一般社団法人民間稲作研究所認証センター、特定非営利活動法人兵庫県有機農業研究会 H O A S、一般社団法人オーガニック認証センター、特定非営利活動法人北海道有機認証協会、特定非営利活動法人日本チェルノブイリ連帯基金、特定非営利活動法人和歌山有機認証協会、宮崎県綾町、特定非営利活動法人愛媛県有機農業研究会、特定非営利活動法人赤とんぼ、一般財団法人長野県農林研究財団、公益社団法人全国愛農会、自立生活センターアークスペクトラム、NPO 法人おおいた有機農業研究会、土と生命を考える会、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、合成洗剤をやめていのちと自然を守る埼玉連絡会、飯能市消費者団体連絡会、愛農消費者の会、生活協同組合コープ自然派おおさか、生活協同組合コープ自然派兵庫、主婦連合会、生活クラブ生活協同組合北海道、生活クラブ生活協同組合(神奈川)、株式会社アグリピア、横浜みなみ生活クラブ生活協同組合、生活クラブ生活協同組合・栃木、生活クラブ生活協同組合・千葉、生活クラブ生活協同組合・群馬、

北東京生活クラブ生活協同組合、一般社団法人グリーンコープ共同体、かわさき生活クラブ生活協同組合、生活クラブ協同組合都市生活、富士山麓有機農業推進協議会、あいち生活協同組合、種子ネット、生活協同組合ぷちとまと、生活協同組合連合会アイチョイス、たねと食とひと@フォーラム、越後ファーム株式会社、技術士事務所井上農研、埼玉県南食健連、NPO あしたを拓く有機農業塾、福島支援 Happy Island プロジェクト、緑の党グリーンズジャパン、緑の党・東海、生活クラブ生活協同組合・千葉・千葉ブロック、生活クラブ生協協同組合・東京、株式会社名古屋生活クラブ、市民活動無添加な生活プロジェクト、SRIRATANASOMBOON Veerasuda、YAMOYAMAYA20、ユメミノ音泉村、碧の会、豊橋有機農業の会、食と環境の未来ネット、生活クラブ愛知、飯能市消費者団体連絡会、カトリック名古屋教区正義と平和委員会、多摩南生活クラブ生活協同組合、生活協同組合生活クラブ京都エル・コープ、生活クラブ生活協同組合（滋賀）、目黒区消費者グループ連絡会、宮本養鶏場、くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク、安全食品連絡会、なのはな生活協同組合、日本母親連盟北海道支部、長野県有機農業研究会、ゲノム問題検討会議、MIKAMI、全日本農民組合連合会、株式会社緑鳴館、ふくしま共同診療所、フェアトレード&エコショップオゾン、獨協地域とるども法律事務所、愛農生産組合、グリクリエイツ株式会社、えひめCS・ES患者の会、東海民衆センター、（一社）ユーカリ基金、オーガニックファーマーズ名古屋、食べもの変えたいママプロジェクト、ルナ・オーガニック・インスティテュート、生活クラブ大阪生協、くらしを耕す会、生活クラブ生活協同組合・岩手、自治労名古屋市労働組合学校支部、NPO わっぱの会、NPO 法人 かわごえ里山イニシアチブ、生活協同組合熊本いのちと土を考える会、共同購入つちこやしの会、(株)新わたらい茶 (97 団体)

#### 賛同する個人 (2129 人)

賛同署名取りまとめ NPO 日本有機農業研究会、NPO 有機農業推進協会  
連絡先 NPO 日本有機農業研究会  
162-0812 東京都新宿区西五軒町 4-10-502  
電話 03-6265-0148 メール info@joaa.net